

消費者庁における 子どもの事故防止に向けた取組

子どもの事故防止合同研修会

令和5年2月22日

消費者庁消費者安全課

政策企画専門官 川船功

消費者庁が取り組む消費者政策

【消費者庁の使命】 消費者行政の「舵取り役」として、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現する。

■ 消費者の安全の確保

- ① 事故の未然防止
- ② 事故等の情報収集と発生・拡大防止
- ③ 原因究明調査と再発防止
- ④ 食品の安全性の確保

■ 表示の充実と信頼の確保

- ① 景品表示法の普及啓発・厳正な運用
- ② 商品・サービスに応じた表示の普及・改善
- ③ 食品表示による適正な情報提供・関係法令の厳正な運用

■ 適正な取引の実現

- ① 横断的な法令の厳正な執行、見直し
- ② 商品・サービスに応じた取引の適正化
- ③ 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化
- ④ 法令違反の未然防止・取締り
- ⑤ 規格・計量の適正化

■ 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

■ 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

■ 国や地方の消費者行政の体制整備



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

イエロー：生活者、消費者

ブルー：安全、安心

ライトグリーン：豊かに暮らせる社会

・より国民に親しみやすい身近な機関である

・これらを“結ぶ”消費者行政の司令塔、エンジン役

・消費者に寄り添う、生活者の立場に立つ

事故防止に向けた具体的な取り組み

子供の死因の上位を占めている不慮の事故を防止するため、消費者庁と関係府省庁（※1）が連携して「**子どもを事故から守る！プロジェクト**」を推進（※2）。

具体的には、**保護者等に向けた注意喚起（プレスリリース）**を行うとともに、事故予防の注意点等を**メールマガジン**や**Twitter**で定期的に配信しているほか、予期せず起こりやすい事故とその予防法等をまとめた**事故防止ハンドブック**を作成・配布している。

また、2016年度には「**子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議**」を設置し、2017年度から関係府省庁が連携して集中的な広報活動を行う「**子どもの事故防止週間**」を実施している（2022年度：7月25日～31日）。

※1：内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁

※2：2023年度から、こども家庭庁（2023年4月1日発足）が中心となって推進し、消費者庁は、関係府省庁として引き続き参画

子どもの事故防止に関する注意喚起の情報発信ツール①

- 国民生活センターや関係府省庁を含め、子どもの事故等の防止に関する情報を発信

子どもの事故等の防止に関する注意喚起等の公表資料(プレスリリース)

- ✓ テーマ：14歳以下の子どもに発生した事故の概要や事故を防ぐための注意点等を発信。
消費者庁Webサイトに掲載のほか、記者会見を行い、メディアを通じて情報発信
- ✓ 対 象：14歳以下の子どもの保護者等

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_005/



News Release

令和4年7月20日

子どもの転落事故に注意！

一落ちるまではあつという間です。事前の対策で事故防止をー

消費者庁が実施した調査では、乳幼児の育児経験がある消費者の約4割が子育て中に転落事故¹の経験があり、その約3割が医療機関を受診した経験があると回答しています²。東京消防庁「緊急搬送データ」においても、子どもの転落は各年代で多い事故の種類の一つであり、日常生活の中で多くの転落事故が発生している様子がうかがえます。また、厚生労働省「人口動態調査」によると、9歳以下の子どもの建物からの転落により、夏を中心に令和2年までの5年間で21人亡くなっています。

医療機関を通じて消費者庁に寄せられた事故情報では、入院を必要とする事故のうち転落事故が最も多く約3割を占めていました。その約6割が頭部を受傷し、高い所に限らず比較的低い所からの転落であっても、頭部の骨折や頭蓋内損傷の事故が発生していました。

転落事故は落ち始めて地面に着くまであつという間です。見守りは大切ですが、保護者が常に目を離さずにいることは難しく、仮に見ていてもすぐそばにいないければ拾い上げることは困難です。重大な事故を防ぐためには、子どもの転落事故の特徴を知り、事前の対策を取ることが大切です。

<子どもの転落事故の特徴>

- ・ 発達段階によって事故が起こりやすい場所や状況が変わる
- ・ 頭部から落下しやすい(小さな子どもは体の大きさに比べて頭が大きく重心の位置が高い)
- ・ 思わぬところに登ろうとしたり、いろいろな遊び方をする

子どもの事故防止に関する注意喚起の情報発信ツール②

Vol.616 コンセントやプラグでの感電に注意!

子ども安全メール from消費者庁

- ✓ 開始：平成22年9月～
- ✓ テーマ：子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を発信。
消費者庁Webサイトにも掲載。
- ✓ 対象：未就学児の保護者等
- ✓ 登録数：約2万4千人（令和5年1月末時点）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/



金属製の物をコンセントやプラグのすき間に差し込んだり、電気製品の通電部を舐めたりすると、電流が体内に流れて体の中の組織を損傷したり、火花によるやけどを負うことがあります。特に電流が体内に流れると、心臓の動きに影響を及ぼし致命傷となる可能性もあります。このように電流が体に流れることで起こる損傷は「電撃傷」と呼ばれています。

消費者庁・国民生活センターには、子どもの電撃傷の情報が医療機関(※1)から寄せられています。

「消費者庁 子どもを事故から守る！」公式Twitter

- ✓ 開始：平成29年4月26日～
- ✓ テーマ：子どもの事故防止に役立つ情報の発信
- ✓ 対象：未就学児の保護者等
- ✓ フォロワー数：約2万1千人（令和5年1月末時点）

https://twitter.com/caa_kodomo



消費者庁 子どもを事故から守る! @caa_kodomo · 1月24日

【節分は窒息・誤嚥に注意!】

奥歯が生えそろわず、かみ砕く力や飲み込む力が十分ではない子どもは、硬い豆やナッツ類を喉や気管に詰まらせて窒息したり、肺炎や気管支炎になるおそれがあります。

5歳以下には食べさせないで! 豆まきは個包装されたものをまくなど工夫を!

caa.go.jp/policies/polic...



子どもの事故防止に関する注意喚起の情報発信ツール③

- 「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」を作成し、子どもの事故防止に向けた周知・啓発を行っている。
- 冊子版は地方公共団体消費者行政部局に配布。

子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック(平成29年4月～)

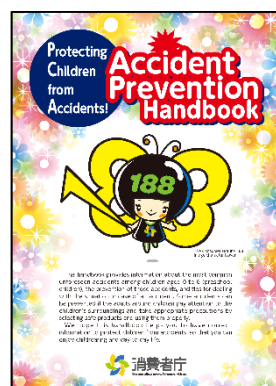
- ✓ 開始：平成29年4月～（英語版・中国語版は平成30年7月公表）
- ✓ テーマ：未就学児の子どもに予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法のポイントをまとめたもの。消費者庁Webサイトへの掲載のほか冊子版を配布
- ✓ 発行部数：約57万部（令和5年2月時点）
- ✓ 対象：未就学児の保護者等

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_002/

<子どもの事故防止ハンドブック>



日本語版



英語版



中国語版



身近にある子どもの事故事例①

・ベッドからの転落

高さ 40 cmの大人用ベッドに保護者と上の子と一緒に寝ていたところ、フローリングの床に転落して泣いた。物音で気づき、直接は目撃していない。頭蓋骨骨折により、4日間の入院となった。(1歳)



・抱っこひも使用時の転落

保護者が荷物を取ろうとした際に、子どもが抱っこひもから転落した。CT撮影の結果、頭蓋骨骨折と外傷性くも膜下出血と診断され、入院となった。(0歳2か月)



・ベランダや窓等からの転落

3階の自宅にて、遊んでいた子どもの音がしないことに気づき探したところ、出窓の網戸が破れており、建物の外に落下している子どもを発見した。全身打撲、脳損傷による意識障害、肺挫傷のため入院となった。換気のために窓を開けており、窓際にベッドを置いていた。(4歳)



・子どもを乗せた自転車の転倒

自転車のスタンドを立て、前かごに幼児を乗せ、保護者が、一瞬手を放した隙に、上の子が後方の座席に左側からよじ登り自転車が左へ転倒。幼児はそのまま左側頭部を玄関にあった木杵に強打し、3日間入院。ヘルメットはしていなかった。(1歳)



身近にある子どもの事故事例②

・ブラインドやカーテンのひもなどによる窒息

自宅の居間で、子どもの首にブラインドカーテンのひもが引っかかり足が床から浮いているのを保護者が見つけ、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。ひもの下端は子どもの首に掛からない高さにあったが、窓の近くに置いてあるソファの背もたれに乗れば首が引っかかる高さだった。(3歳)



・薬の誤飲

・祖母が飲もうと置いていた薬(向精神薬)を誤飲。その後、ふらつき、傾眠傾向が見られ入院。(1歳)

・病院でシロップ薬を処方され帰宅。親が下の子の世話をしている間に、全量飲んでしまい、経過観察のため入院となった。(1歳)



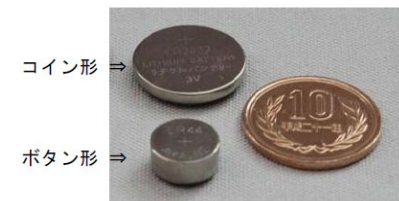
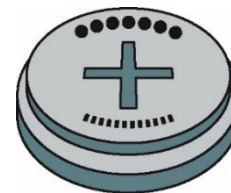
・豆、ナッツ類などによる窒息(誤嚥)

乾燥豆3個を食べた時にせき込み、5分後にかみ砕いた豆とともに血を吐き出した。病院を受診し、検査では明らかな症状と所見は認められず、誤嚥の疑いと診断された。(2歳)



・ボタン電池の誤飲

・タイマーの蓋を取って遊んでいるのを母親が発見。中にあるはずのボタン電池が見当たらず受診。腹部レントゲンで胃にボタン電池を確認したため、マグネットカテーテルにて摘出。ボタン電池は黒色に変色していた。(1歳)



身近にある子どもの事故事例③

・浴槽で溺れる

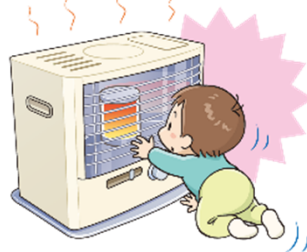
保護者が子どもを浴槽内に残して上の子どもたちを呼びに行った。1分程度で戻ってきたところ、仰向けで浴槽内に浮いており、すぐに救い上げたが反応が乏しく救急要請した。水の深さは15～20cm程度であった。
(1歳)



・暖房器具によるやけど

・夜に帰宅後、部屋が寒かったため、ガスファンヒーターから50cm程度まで近づいて、子どもを膝に乗せて座っていた。気付くと熱風が当たっていた子どもの足が赤くなり水膨れができていた。やけどにより通院が必要となった。
(0歳1か月)

・電気カーペットの上にタオルなどを敷いてしばらく寝かせていたところ、子どもが泣き出した。背中が赤くなっており、低温やけどの疑いで通院となった。(3か月)



・海や川での事故

防波堤で釣り中に男児が誤って海中転落し、父親が救助のため海中に飛び込み、2名とも救助船により救助されたもの。なお、2名ともライフジャケット非着用であった。
(海上保安庁)



・電気ケトル、ポット等によるやけど

・電気ケトルを引っ張り、入っていた100度の熱湯が床にこぼれ、そこに座るような形で足にやけどを負った。太ももから足首にかけて水ぶくれができ入院となった。(0歳)

・高さ約30cmの台に置かれた電気ポットにつかまって立ったところ、ポットが倒れて95度の熱湯が足や腕にかかり、やけどを負った。(1歳)



事故の予防・拡大防止のために①

消費者が注意すべきことを伝える

【事例1】磁石や吸水樹脂ボールの誤飲に関する注意喚起(令和4年3月)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_058/

○消費者庁消費者安全調査委員会から消費者庁長官への意見提出及び国民生活センターから消費者庁への行政要望(令和4年3月)を踏まえ、「磁石」や「吸水樹脂ボール(水で膨らむボール状の樹脂製品(玩具を含む))」などの事故について、事故防止の観点から誤飲した場合の危険性、身近にある製品例、事故事例、注意ポイントなどをまとめ注意喚起。

○誤飲した場合の危険性

- ・磁石は、磁石または磁石に付く金属と引き合う性質があり、誤飲した場合、消化管を挟んで固定し、自然排泄されない場合がある。磁石の圧力で血流が止まり、壊死して消化管に穴が開いたり、腸閉塞を起こすなどして、開腹手術が必要になるおそれがある。
- ・吸水樹脂ボールに使用される高吸水性樹脂は、水と接触することで自重の100~1,000倍の水を吸水でき、吸水すると圧力をかけても離水しにくい。吸水樹脂ボールを含む水で膨らむ樹脂製品を誤飲した場合、腸の中で大きく膨らみ、腸閉塞を起こす危険性がある。また、レントゲンやCT等の放射線画像に写りにくい性質があり、誤飲の情報がないと、対応が遅れるおそれがある。

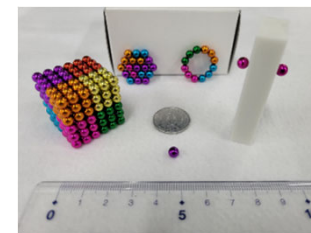
○注意ポイント

子どもの発達や行動特性

- ・3歳児の口の大きさは約4cm。これより小さいものは口に入る。
- ・小さな子どもはつかんだものは、何でも口に入れる。
- ・子どもは手に持ったものを、落したり、叩いたり、投げたりする。

これらを踏まえ、以下の点に注意

- ・玩具を購入する際は、子どもの発達や安全に配慮されたものを選ぶ。
- ・玩具の対象年齢に十分に注意する。
- ・日頃から破損などがいないか点検する。
- ・設置や保管は手の届かない場所を選ぶ。
- ・中古品を入手する際には、製品の情報・状態をよく確認する。



ネオジム磁石製のマグネットセットの例

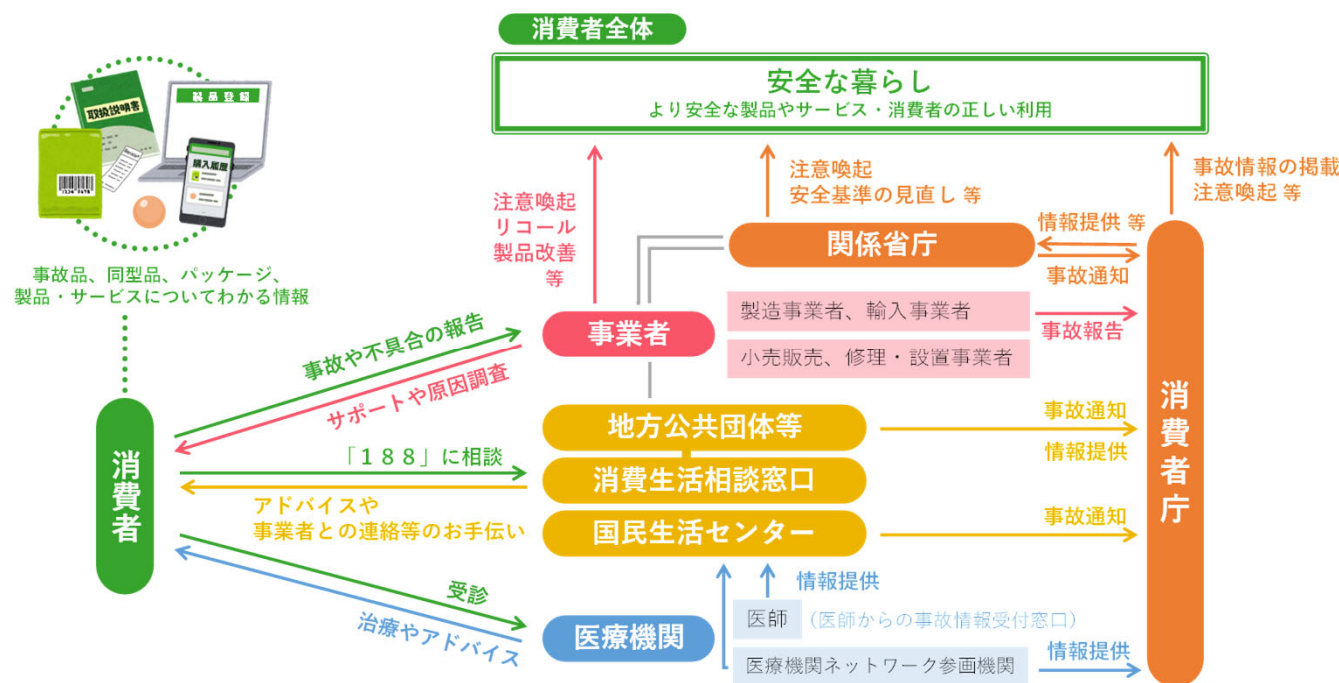


吸水樹脂ボールの例
(画像提供:国民生活センター)

事故の予防・拡大防止のために①

○将来の事故防止のために

被害の拡大や、同種・類似の事故を防ぐため、消費者庁では消費者が製品やサービスを利用して発生した事故の情報等を一元的に集約しており、集約・分析された情報は、消費者に対する注意喚起情報として公表されるほか、情報を根拠に行政において必要な対応がとられる仕組みになっている。



○所管官庁による法規制の動き

消費者庁消費者安全調査会等の意見・要望を受け、経済産業省では、消費生活用製品安全法施行令に規定する改正について、令和5年1月30日に審議会へ諮問・答申を行ったところであり、令和5年5月1日施行（予定）に向け準備を進めている。

今回の改正により、政令で規定する技術基準を満たさないと販売できなくなるが、規制対象とするネオジム磁石製のマグネットセット、吸水樹脂ボールは、基準を満たせないため、今後販売出来なくなる。

https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin_anzen/pdf/020_04_00.pdf

事故の予防・拡大防止のために②

消費者が注意すべきことを伝える

【事例2】子どもの転落事故に関する注意喚起(令和4年7月)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_061/

○子どもの様々な場面で発生する転落事故について、事故防止の観点から、事故の特徴、事故事例のほか、注意ポイントを5つの場面にまとめ注意喚起。

(1) 遊具からの転落

施設や遊具の対象年齢を守る。6歳以下の幼児には保護者が付き添う。危険な遊び方をさせない。子どもの服装や持ち物に注意する。 など



(2) 家具等からの転落

できるだけベビーベッドに寝かせ、転落防止用の柵は常に上げる。転落の二次的な事故を防ぐために、けがや窒息につながる物を周囲に置かない。 など



(3) 抱っこ・おんぶ等からの転落

おんぶや抱っこをする時・降ろす時は低い姿勢で行う。抱っこひもで前にかがむ際は必ず子どもを手で支える。 など



(4) 階段等からの転落

ベビーゲートを正しく取り付け、常に閉めてロックをかける。設置したベビーゲートは定期的に確認する。 など



(5) 窓・ベランダ等からの転落

子どもが勝手に窓を開けたり、ベランダに出たりしないように窓には子どもの手の届かない位置に補助錠を付ける。窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かない。 など

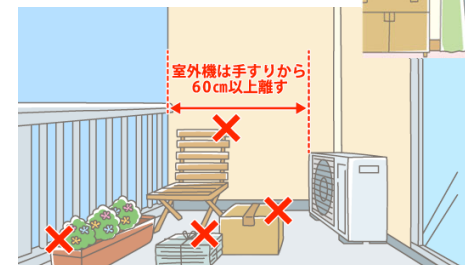


イラスト:
政府広報オンライン

イラスト:政府広報オンライン

事故の予防・拡大防止のために③

消費者が注意すべきことを伝える

【事例3】子どもの水の事故に関する注意喚起(令和4年7月)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_062/

○子どもの水の事故防止の観点から、事故の特徴、事故事例のほか、注意ポイントを5つの場面にまとめて注意喚起。

(1) 家庭内

大人が洗髪する際には、子どもを浴槽から出す。浮き輪の使用中でも事故が発生。子どもは大人の後には浴室に入れ、先に浴室から出す。 など



(2) 海

ライフセーバーや監視員等がいるなど適切に安全管理が行われている海水浴場で、指定された遊泳エリア内であることを確認して泳ぐ。必要に応じてライフジャケットを使用する。遊泳禁止となっている場所では、絶対に泳がない。 など



(3) 川

川の流れは一見穏やかに見えても地形などの影響で流れが一定ではないこともある。事故の多くは穏やかそうな流れで起きている。必ず滑りにくく脱げにくいのかとのある履物を履き、ライフジャケットを着用して近づく。 など

(4) ため池

釣りなどの目的でため池の敷地に入り誤ってため池に転落して死亡する事故が発生している。立入禁止となっている場所には絶対に立ち入らない。 など

(5) プール

飛び込みやプールサイドからのジャンプは、重大な事故につながる。安全な入り方を知っておく。禁止事項などが定められていたら必ず守る。吸い込まれると危険なので排水口には近づかない。 など

(動画) 幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために

動画



消費者庁消費者安全課 事故調査室 作成 啓発動画(令和3年4月公表)

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/movie_001/

事故の予防・拡大防止のために④

消費者が注意すべきことを伝える

【事例4】こども自身が運転する乗り物での事故に関する注意喚起（令和4年12月）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_065/index.html

- こども自身が運転するゴーカートなどの乗りものを安全に利用するために、内閣官房こども家庭庁設立準備室と連名で、事事例などのほか、施設等を選ぶときの注意ポイント、遊ぶときの注意ポイントなどをとりまとめて注意喚起。
- また、こども自身がゴーカートなどを運転できる施設等の安全確保のため、スポーツ庁を通じて、（一社）日本自動車連盟（JAF）に対し、カート施設等の安全点検及び安全対策の徹底等の要請。
- また、こども自身が運転出来る乗り物が遊戯施設や都市公園等にも設置されていることから、関係省庁を通じ、関連施設等に対して自主的な点検を要請。
- （１）施設等を選ぶときの注意ポイント
- ・ 事前にウェブサイトなどでこどもが乗り物を運転できるかどうかだけでなく、遊戯施設やイベント会場等の乗り物に関する管理状況を調べておき、安全対策が十分にとられている施設等を選ぶ。
 - ・ 観客として体験イベント等に参加する場合は観覧エリアの場所も確認する。
- （２）遊ぶときの注意ポイント
- ・ 施設等の利用規約や注意事項・禁止事項をよく確認し、正しく使用する。
 - ・ 巻き添え事故に遭わないよう、決められたエリア内で観覧・乗降待ちをする。
- （３）事業者団体の動き
- カート施設等の安全点検及び安全対策の徹底等の要請を受け、JAFにおいて、公認競技会のみならず、国内で開催されるモータースポーツ（ゴーカート等の乗り物体験等を含む。）のイベント全般を対象とした当面の安全対策（推奨事項）を策定・公表（令和4年12月）。現在、より具体的なガイドラインの策定に向け検討中。

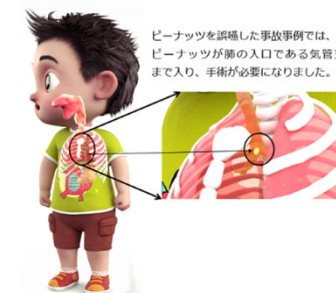
事故の予防・拡大防止のために⑤

消費者が注意すべきことを伝える

【事例5】食品による子どもの窒息・誤嚥(ごえん)に関する注意喚起(令和3年1月)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/

- 豆やナッツ類など、硬くてかみ砕く必要のある食品は5歳以下の子どもには食べさせない。
喉頭や気管に詰まると窒息しやすく、大変危険。小さく砕いた場合でも、気管に入りこんでしまうと肺炎や気管支炎になるリスクがある。
- ミニトマトやブドウ等の球状の食品を丸ごと食べさせると、窒息するリスクがある。
乳幼児には、4等分する、調理して軟らかくするなどして、よくかんで食べさせる。
- 食べているときは、姿勢を良くし、食べることに集中させる。
物を口に入れたままで、走ったり、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し、窒息・誤嚥するリスクがある。



【事例6】子どもの歯磨き中の喉突き事故に関する注意喚起(令和3年6月)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_050/

- 保護者がそばで見守り、床に座らせて歯磨きをさせる。子どもが歯ブラシを口に入れたり、手に持ったりしたまま歩き回ると、転倒してけがをする危険がある。
- 子ども用歯ブラシは、喉突き防止対策を施したものを選び、保護者が仕上げ磨きをする歯ブラシと使い分ける。



喉突き防止対策を施した歯ブラシの例



事故の予防・拡大防止のために⑥

消費者が注意すべきことを伝える

【事例7】首浮き輪（首掛け式乳幼児用浮き輪）の利用に関する注意喚起(令和4年11月)

※子ども安全メール&子どもを事故から守る！公式Twitter

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20221118/

○首浮き輪（首掛け式乳幼児用浮き輪）は、乳幼児が水に親しみ運動することなどを目的として販売されている製品で、乳幼児の入浴とは目的が異なるが、入浴時に子どもを浮かせて保護者の洗髪や他の子どもを世話できる「便利グッズ」として一部で誤って利用されている例が確認されている。
このため、このような入浴方法で使用しないよう注意ポイントをまとめ注意喚起。

○水に入れているときは、必ず手の届く範囲で、目を離さず見守る。

○子どもから目が離れてしまう状況で首浮き輪や浮き輪を使わない、
浮き輪に頼りたくなる状況を意識して作らないように工夫する。

例）保護者自身の入浴は別にする。わずかでも目が離れる状況では
子どもを浴槽から出す。 など

○首浮き輪を本来の目的で使用する場合であっても、説明書の注意表示をよく読み、
空気漏れや装着状態などを毎回必ず確認する。空気を抜き気味にしたり、ベルト
を固定しない場合、口元が水面下になったり、頭が抜け落ちて水中に沈むおそれ
があり、溺水・窒息に注意が必要。個人差や成長により、首周りに必要なゆとり
が確保できない場合は使用を中止する。 など。

○子育ての手間や時間を減らせるアイデアやアイテムが、SNS等で話題になっても、
試す前に子どもにとって安全であるか注意深く確認する。 など



事故の予防・拡大防止のために⑦

(独)国民生活センターによる注意喚起

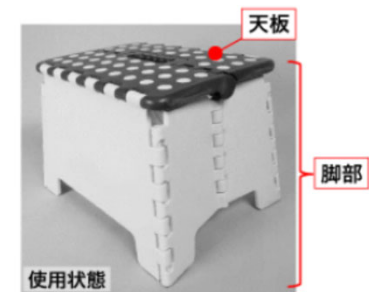
樹脂製の折りたたみ式踏み台での指挟みに関する注意喚起(令和4年10月)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221005_1.html

○折りたたみ式踏み台の隙間に手指が挟まれ切断する事故について、事故防止の観点から、国民生活センターにおいて、商品テスト（折りたたみ式踏み台の構造や可動部付近で手指を挟む可能性等の調査）の実施結果、事故事例、消費者へのアドバイスなどを取りまとめて注意喚起。

○消費者へのアドバイス

- ・乳幼児がいる家庭で踏み台を入手する場合は、可動部やかん合部のない、一体構造や組立式の商品を選択することを検討する。
- ・折りたたみ式踏み台の可動部やかん合部にある隙間に手指を挟まないよう注意する。
- ・乳幼児が折りたたみ式踏み台に触れることがないよう、管理・保管する。 など



国民生活センター公表資料より

こどもを抱っこして自転車に乗車させることの危険性に関する注意喚起(令和4年11月)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221116_1.html

○こどもを抱っこして自転車に同乗させているときに転倒したり、こどもが転落してけがをする事故について、事故防止の観点から、国民生活センターにおいて、こどもの自転車への同乗に関する道路交通規則（都道府県公安委員会規則）の状況、消費者アンケート、再現テスト、消費者へのアドバイスなどを取りまとめて情報提供及び注意喚起。

○消費者へのアドバイス

- ・こどもを抱っこして自転車を運転すると、転倒したりこどもが転落した場合、こどもの頭部などに重篤なけがをさせるおそれがあり危険。また、こどもを抱っこして自転車に同乗させることは道路交通関係法令にも違反するためやめる。
- ・1歳未満のこどもを対象とした自転車用ヘルメットは現在市販されていないため、おんぶして安全に自転車に同乗させることは困難。
- ・自転車乗車時のおんぶを禁止している抱っこひもや自転車もあるので取扱説明書をよく確認して正しく使用する。 など

<こどもを1人同乗させる場合>



<こどもを2人同乗させる場合>



認められているこどもの自転車への同乗方法(国民生活センター公表資料より)

令和4年度「子どもの事故防止週間」

実施期間：令和4年7月25日（月）～31日（日）

実施主体：子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議

（内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁。事務局：消費者庁）

テーマ：「転落・墜落事故に気を付けよう - 対策を立てて事故防止! -」

1. 消費者庁にて記者公表、政府広報による情報発信
 2. 関係府省庁のツイッター等やウェブサイトで発信
 3. ポスターを地方公共団体や、関係府省庁に配布
 4. 地方公共団体や関係団体への周知
- 等

地方公共団体での
周知・啓発

関係団体での
周知・啓発

各メディアでの報道

子どもの保護者、教育・保育関係者等



子どもの事故防止週間 令和4年7月25日(月)～31日(日)
子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議



「子どもの事故防止週間」 コロナ禍での啓発活動

■駅でのポスター掲出



JR浦和駅



東京メトロ 北綾瀬駅

JR:乗客数上位100駅、東京メトロ:139駅にポスター送付

■「子どもを事故から守るTwitter」による集中的な情報発信

7/25 窓・ベランダからの転落
7/26 家具等からの転落、ベッドからの転落
7/27 階段からの転落
7/28 抱っこ・おんぶ中の転落
7/29 遊具からの転落
7/30 家での溺水事故
7/31 溺水防止



■政府広報での情報発信

7/24 内閣府・政府広報提供ラジオ番組
TOKYO FM 青木源太・足立梨花SundayCollection
「油断大敵 子どもの事故に御用心」放送



7月25日～31日 Yahoo!バナー広告



■地方公共団体の周知の取組

ウェブサイト



全国 44地方公共団体※にて啓発

※消費者庁担当者がインターネット検索により確認できたもの

■徳島でのイベント(広報展示)

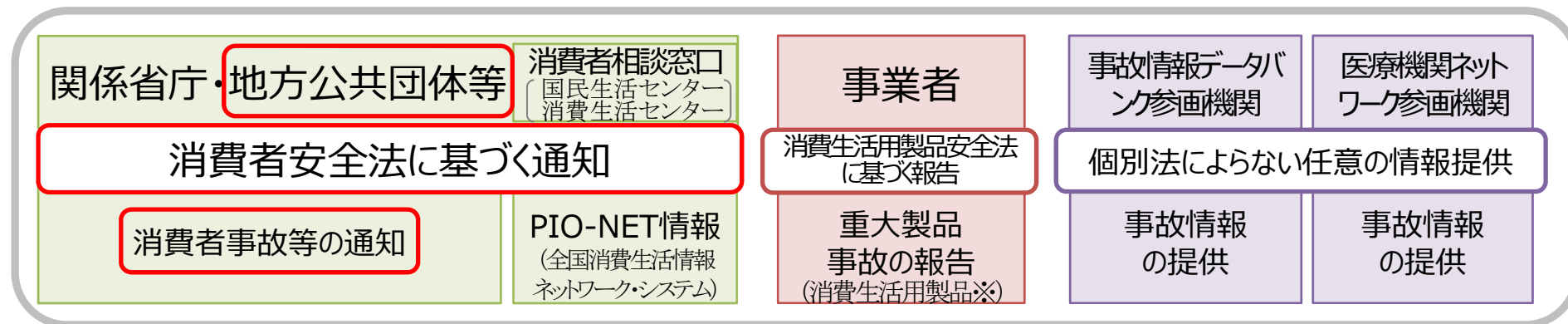


徳島県庁1階 県民ホール
パネル展示(7/19～7/29)

(参考) 消費者庁における事故情報の収集・活用

消費者の生命・身体に係る事故発生

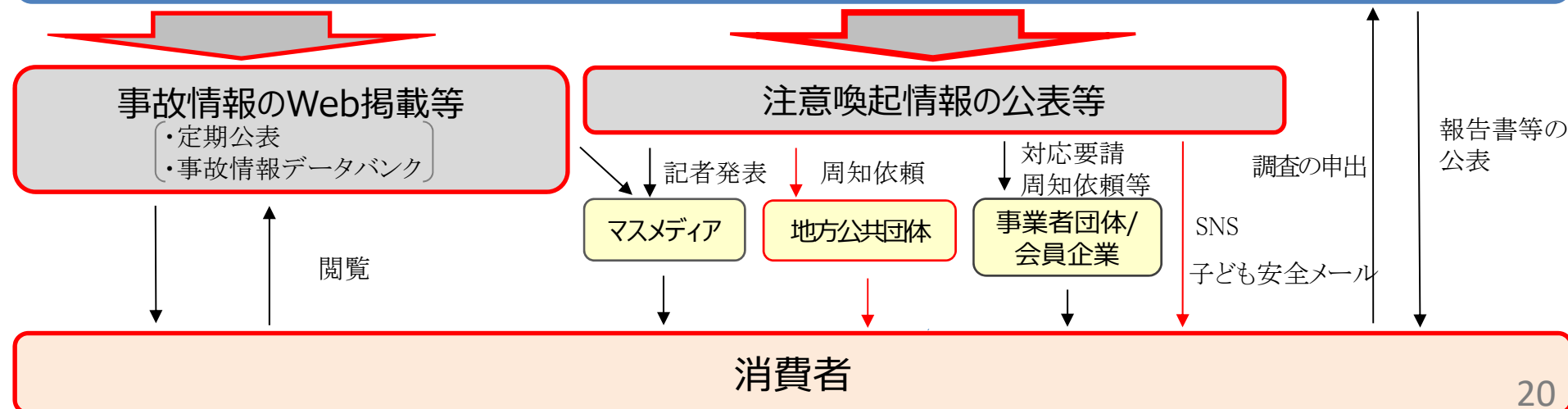
事故情報の相談・通報等



※消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象となっているもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く製品。

消費者庁 (事故情報を一元的に集約し、分析) →

消費者安全調査委員会
(生命身体事故等の原因を調査)



(参考) 事故情報データベースシステム

○ 消費者庁に集約された事故情報を公表するデータベース

消費者庁、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、製品評価技術基盤機構（nite）、日本司法支援センター（法テラス）、日本スポーツ振興センター、国民生活センター、全国の消費生活センター、日本中毒情報センターの情報を登録

⇒ 報道関係者、研究者、地方公共団体、事業者、消費者等の様々な主体により、事故防止に活用される

概要

○平成21年度（2009年度）以降の製品、食品、サービス等による事故情報を登録

⇒ 約34万件の事故情報を検索可能

○掲載内容は、事故発生日、発生場所、事故状況等の事故の概要

⇒ 当該事故が製品等に起因していることが判明している場合は事業者名、商品名も閲覧可能

○消費者庁と国民生活センターが連携して運用

URL : <https://www.jikojocho.caa.go.jp/>

トップページ

事故情報データベースシステム

生命・身体被害に関する「消費生活上の事故情報」を公開しています

トップ

操作方法

よくある質問

利用上の注意

お問い合わせ

リンク集

文字を標準に戻す

文字を大きくする

事故情報を閲覧する

過去の登録事故情報データベースから、検索・閲覧が可能です。

複数の単語をスペース区切りで指定できます。何れも入力せずに 検索すると、全ての事故情報を検索します。

登録件数（H21年9月～）

304,827件

フリーワードの入力

検索する

詳しい条件で検索する

事故情報データベースからのお知らせ

■ システムリニューアルのお知らせ

本システムは、3月19日に画面のリニューアルとURLの変更を行いました。
新たにスマートフォン等での画面表示にも対応しました。

ご利用のブラウザに旧URLでブックマーク等を保存されている方は、
早めに、以下の新しいURLでブックマーク(お気に入り)の保存をお願いします。

<https://www.jikojocho.caa.go.jp/>

注目事故情報リスト

- ▶ 自転車の事故 **[NEW]**
- ▶ リチウム電池内蔵充電器の事故 **[NEW]**
- ▶ 高齢者の事故
- ▶ 乳幼児の事故

関係機関からの注目情報・お知らせ

- ▶ 新型コロナ関連消費者向け情報（消費者庁）
- ▶ 毎日が#転倒予防の日～できることから転倒予防の取り組みを行いましょう～（消費者庁） **[New]**
- ▶ コントラクトレンズによる眼障害についてーカラーでも必ず眼科を受診し、異常があればすぐに使用中止をー（消費者庁）
- ▶ カットパンによる乳児の窒息事故が発生 - 小さくちぎって与え、飲み込むまで目を離さないで - （国民生活センター） **[New]**
- ▶ 株式会社丸山製作所が輸入した電動草刈機（充電式）のリコール対象製品で火災が複数発生しています。すぐに使用を中止し回収対応にご協力ください！（経済産業省） **[New]**
- ▶ 高齢者の事故防止～電動車いすの利用で気を付けたいこと～（NITE:製品評価技術基盤機構） **[New]**
- ▶ 消費者ホットライン（消費者庁）

(注)事故情報データベース内の情報は、消費者事故に該当するか否かを確認・調査中の情報を含んでいます。
各関係機関の情報の真偽については、「よくある質問」をご覧下さい。

(参考) 消費者庁リコール情報サイト①

- 関係機関や地方公共団体、事業者等が情報発信しているリコール(回収・無償修理等)情報を情報を集約し、消費者に情報提供するため、平成24年4月より運用を開始。
- 関係機関には、国土交通省(自動車)、厚生労働省(医薬品、化粧品、食品衛生等)、経済産業省(家電製品、住居品等)、消費者庁(食品表示)、医薬品医療機器総合機構【PMDA】(医薬品等)、製品評価技術基盤機構【NITE】(製品)などがある。
- 事業者からの掲載依頼にも対応。

○リコール情報検索

商品カテゴリー、あるいはキーワードによるリコール情報が検索可能

○重要なお知らせ

重大製品事故(死亡、30日以上の治療を要する傷病、一酸化炭素中毒、火災等)が発生しているリコール製品のうち、最新のものを表示

○新規登録情報

新たに登録されたリコール情報を表示

○対象別ページ

高齢者向け・子ども向け用品(子ども向け用品及び食品のアレルギー物質の表示欠落に関する情報)に関するリコール情報を別途集約

○リコールメールサービス

日々更新されるリコール情報をメール配信
全体版のほか、
・高齢者向けリコール情報版
・子ども向けリコール情報版
を配信

○関連情報

リコール関連のニュースリリースや、製品安全に関する相談先、海外のリコール情報などを表示

(参考) 消費者庁リコール情報サイト②

【リコール情報のメールサービス】

【全ての情報】

https://mmw.caa.go.jp/db/pub/recall_info/pc/create/ev/email



【高齢者向け情報】

https://mmw.caa.go.jp/db/pub/recall_info/pc_senior/create/ev/email



【子ども向け情報】

https://mmw.caa.go.jp/db/pub/recall_info/pc_child/create/ev/email



(参考) 医療機関ネットワーク事業

- 事業に参画する医療機関から、消費生活において生命又は身体に被害が生じた事故情報を、消費者の不注意や誤使用によると思われる場合も含めて幅広く収集。
- 被害の拡大が懸念される事故等を抽出し、注意喚起の実施等の再発防止に活用。
- 消費者庁と国民生活センターの共同事業（平成22年度から実施）。

